

基本財産担保提供承認申請書

一般的留意事項

- ・基本財産は法人存立の基礎となるものであり、これを担保に供するについては、法人が経営する社会福祉事業の継続及び法人の存続のため真にやむを得ない場合に限られるべきものです。
- ・その承認の審査にあたっては、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を総合的に考慮して判断するものとされています。
- ・そのため、事案によっては、下記一覧に記載のない資料を徴することがあり、また審査の結果承認されない場合があるので留意してください。

基本財産担保提供承認申請書の添付書類

(作成上の注意)

1. 書類は、各2部作成してください。(申請書及び添付書類の必要部数)
2. 原本の写しを添付する場合については、令和3年度から原本証明は不要です。
3. 説明中、「原本」の記載があるものは提出部数中1部を原本とし、1部は原本の写しに原本証明を行ったものを添付するとしておりましたが、令和3年度から写しに原本証明は不要です。
4. 申請は事前に行ってください。やむを得ない事情により事後になる場合は、当課との相談、協議を経たうえで、遅延理由書を添付する等、その指示に従ってください。
5. 独立行政法人福祉医療機構への担保提供の場合及び独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関への担保提供の場合、本申請は不要です。

<添付書類>

○必ず添付するもの

No.	書類名	説明
1	財産目録	前年度末現在のもの
2	定款	
3	理事会の議事録(基本財産担保提供に係る)	写し
4	評議員会の議事録(基本財産担保提供に係る)	写し
5	担保物件の登記事項証明書(登記簿謄本)	原本
6	担保物件の評価鑑定書	原本
7	借入金に係る貸付決定(内示)書	写し
8	金銭消費貸借契約書	写し
9	借入金年次償還計画書	
10	借入金年次償還財源贈与契約書	写し
11	借入金で行う事業の収支計算書	

○寄付金を償還財源とする場合に添付する書類

No.	書類名	説明
12	借入金年次償還財源贈与者身分証明書及び印鑑登録証明書	原本
13	借入金年次償還財源贈与者所得証明書及び資産証明書	贈与者が法人である場合は、当該法人の定款、贈与についての役員会議事録謄本、過去2年間の収支決算書、法人登記事項証明書（登記簿謄本）。原本。

○法人の自己資金を償還財源とする場合に添付する書類

No.	書類名	説明
14	償還財源説明書	財源の出所及び償還額の根拠がわかる計算書
15	当該年度収支予算書	
16	前年度収支決算書	